

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社において配管工として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、出張作業先であるYにおいて、台風で壊れた工場テント屋根の筋交を修理していたところ、他の者が運転するフォークリフトに乗せたパレット上での作業中にバランスを崩して約4m下の地面へ墜落したことから、B病院に搬送され、同病院で入院治療を行った。

請求人は、同年〇月〇日にC病院に転院し、「左大腿骨頸部骨折、左大腿骨骨幹部骨折、左手関節骨折、頸椎捻挫」の傷病名で療養を続け、同年〇月〇日に退院した。その後、平成〇年〇月〇日に左大腿骨骨幹部及び同頸部に骨移植を行い、療養により左橈骨骨折部位は骨癒合したものの、左大腿骨骨頭の壊死により人工股関節置換が行われ、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、出張作業先においてテント屋根の筋交修理の作業中にバランスを崩して約4m下の地面へ墜落したことにより、障害を残すに至ったものであり、当審査会としては、このような経緯から後遺症を負った請求人の心情には理解できる面もあるが、医証を精査するも、請求人に残存する障害は、左上肢及び左下肢の機能障害及び神経症状と認められ、その障害等級は、第9級を超えるものとは認められないものと判断するところである。

なお、請求人は、障害の後遺症から、以前の仕事ができず、生活が苦しい旨申し立てているが、障害の程度、すなわち労働能力の喪失の程度を認定する場合の「労働能力」とは、一般的な平均的労働能力をいい、被災労働者の年齢、職種、利き腕、知識、経験等の職業能力的諸条件については障害の程度を認定する要素とはなっていないものであり、この観点により請求人の訴える障害の程度を認定しても、上記のようになるものであることを付言する。

### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第9級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。